

再発防止対策 30 項目に対する保安規定への反映状況

直接原因 21 項目と保安規定への反映状況

再発防止対策	保安規定への反映状況
1. 「点検計画作成・運用手順書」の業務プロセスの改善【中間報告】 「点検計画表」の追加・変更時は、点検内容の妥当性確認の手順をより充実するよう「点検計画作成・運用手順書」を見直す。	第106条（保守管理計画）に「手順書名（点検計画作成・運用手順書）」を記載
2. 定期点検工事業務プロセスのQMS文書化 定期点検工事の業務プロセスをQMS文書化し、業務における要求事項を明確にし、業務を確実に実施する。	第106条（保守管理計画）に「手順書名（工事業務管理手順書）」を記載
【対策済】 3. 「点検計画表」の視認性向上【中間報告】 「点検計画表」の当該機器の間違いやすい点検項目を、強調または着色することにより識別し、視認性を向上させた。（H22.5.31）	第106条（保守管理計画）に「手順書名（点検計画作成・運用手順書）」を記載
4. 「点検計画」に係る業務プロセスの改善【中間報告】 「点検計画表」に基づき、工事仕様書を作成する旨、「工事業務管理手順書」に明記する。	第106条（保守管理計画）に「手順書名（工事業務管理手順書）」を記載
5. 交換部品発注方法の見直し 部品調達において、当社発注の必要性を再検証し、発注方法を見直すことにより業務負荷を軽減する。	第106条（保守管理計画）に「手順書名（工事業務管理手順書）」を記載
6. 調達管理プロセスの改善【中間報告】 調達部品リストから購入仕様書（購入品明細）へ転記をする際には、ダブルチェックをし、見落としを防止する旨、「工事業務管理手順書」に明記する。	第106条（保守管理計画）に「手順書名（工事業務管理手順書）」を記載
7. 部品仕様に関する図書のQMS文書化【中間報告】 ・部品仕様に関する図書をQMS文書として位置づけ、管理責任者を明確にし、更新管理を行う。	第106条（保守管理計画）に「手順書名（工事業務管理手順書）」を記載
8. 調達製品の検証に係る改善【中間報告】 受注者から提出される作業要領書には、当社要求内容を明確に記載することを工事仕様書により要求するとともに、当社が工事仕様書と作業要領書の内容を確認する	第106条（保守管理計画）に「手順書名（工事業務管理手順書）」を記載

再発防止対策30項目に対する保安規定への反映状況

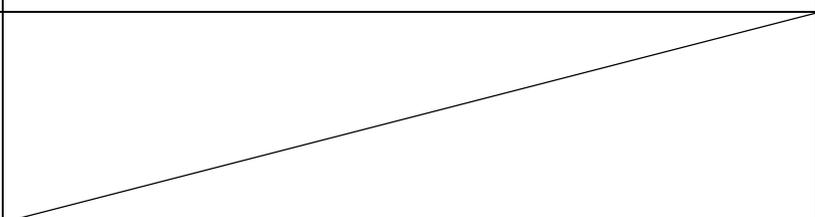
<p>旨、「工事業務管理手順書」に明記する。</p>	
<p>【対策済】 9．定期事業者検査要領書作成プロセスの改善(H21.12) 定期事業者検査要領書を作成する際には、「点検計画表」に基づき作成すること、また「点検計画表」と点検項目の整合についてダブルチェックすることを「定期事業者検査要領書作成の手引き」に明記した。</p>	<p>第106条(保守管理計画)に「手引き名(定期事業者検査要領書作成の手引き)」を記載</p>
<p>10．「点検計画作成・運用手順書」の見直し【中間報告】 定期検査で計画した点検の実績をすべて保修管理課へ報告し、保修管理課の実績入力結果は設備主管課が確認する仕組みに変更した。(H22.4.28)</p>	<p>第106条(保守管理計画)に「手順書名(点検計画作成・運用手順書)」を記載</p>
<p>11．調達製品の検証プロセスの改善【中間報告】 工事仕様書で要求した内容とその実施結果が工事報告書で併記等により対比した形で確認できるよう工事仕様書で要求するとともに、当社は要求事項と実施結果(変更した場合も含む)について工事報告書により確認することを「工事業務管理手順書」に明記する。</p>	<p>第106条(保守管理計画)に「手順書名(工事業務管理手順書)」を記載</p>
<p>12．不適合管理・是正処置プロセスの改善 不適合管理検討会への持込時期について、速やかに報告することをプロセスに追加する。</p>	
<p>13．定期点検工事業務プロセスのQMS文書化 計画変更プロセスの明確化【中間報告】(一部を中間報告で対応) (1)定期点検工事の業務プロセスをQMS文書化し、業務における要求事項を明確にし、業務を確実に実施する。 (2)点検工事の変更に伴い点検計画表を変更する場合、「点検計画作成・運用手順書」に従う旨、「工事業務管理手順書」に明記する。</p>	<p>第106条(保守管理計画)に「手順書名(工事業務管理手順書)」を記載</p>
<p>14．不適合に関する業務に即した教育の実施【中間報告】 保修部門において、事例に基づく不適合の判定に関する教育を行った。(教育実施：H22.5.28、31；手順書改正：H22.5.31)</p>	
<p>15．不適合管理に係る手順を見直し、不適合管理検討会にて審議するプロセスを追加(H20.2.1)</p>	

再発防止対策 30 項目に対する保安規定への反映状況

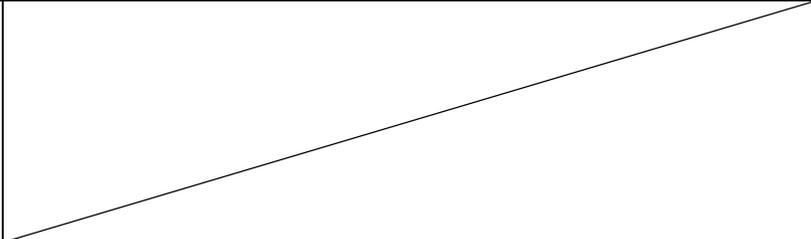
<p>16 . 不適合管理、是正処置の検討の仕組みを見直し、不適合管理検討会、是正処置検討会を設置(H20.2.1)</p>	
<p>17 . 不適合管理、是正処置に係る手順を見直し、是正処置のレビューのプロセスを明確化(H20.2.1)、直接原因分析に係るプロセスを明確化(H20.6.1)</p>	
<p>18 . QMS 高度化活動において、不適合管理対象を明確化した手順書に改正(H20.2.1)</p>	
<p>19 . 原子力発電保安運営委員会の審議が終了していることを確認できること及び判断基準を明確にするよう、「点検計画・点検計画表策定・変更書」の様式を見直す</p>	<p>第106条(保守管理計画)に「手順書名(点検計画作成・運用手順書)」を記載</p>
<p>20 . 「点検計画表」から保全計画へ転記をする際には、ダブルチェックをし、見落としを防止する旨QMS文書に明記する。</p>	<p>第106条(保守管理計画)に「要領名(保守管理要領)」を記載</p>
<p>21 . 物品検収時に行う、受入検査完了の押印、納品書の受領及び物品検収報告書の作成に落ちがないようチェックシートにより確認する旨「工事業務管理手順書」に明記する。</p>	<p>第106条(保守管理計画)に「手順書名(工事業務管理手順書)」を記載</p>

再発防止対策 30 項目に対する保安規定への反映状況

根本原因 9 項目と保安規定への反映状況

再 発 防 止 対 策	保安規定への反映状況
<p>「原子力部門戦略会議」の設置 原子力部門の重要課題を統括し、制度変更に対応するための全体計画（要員面を含む）を策定するとともに、活動計画を経営層へ報告する。</p>	<p>第3条（品質保証計画）「7.2.1 業務に対する要求事項の明確化」に新たに設置する「原子力部門戦略会議」の役割および実施内容を明記するとともに、同会議の運営方法を「原子力部門戦略会議運営手順」に定める旨を明記。</p>
<p>「原子力安全情報検討会」の設置 本社、発電所からなる検討会を設置し、個別の検討課題に連携して取り組む。また、活動状況を定期的に「原子力部戦略会議」に報告する。</p>	<p>第3条（品質保証計画）「7.2.3 外部とのコミュニケーション」に新たに設置する「原子力安全情報検討会」の役割および実施内容を明記するとともに、同検討会の運営方法を「原子力安全情報処理手順書」に定める旨を明記。</p>
<p>品質保証部門及び保修部門の各関係課を統括する「部」の設置 各課を統括する機能を強化し、責任体制を明確にするため、品質保証部門および保修部門において、関係各課を統括する「部」を新設し、部長を設置する。</p>	<p>第4条（保安に関する組織）「図4」の発電所組織に「品質保証部長」及び「保修部長」を追記 第5条（保安に関する職務）「品質保証部長」及び「保修部長」を追記。その他、関連する第6条、第7条、第17条、第72条、第75条の記載もあわせて変更。</p>
<p>不適合管理プロセスの改善 全ての不適合情報を「不適合判定検討会」に持ち込み、品質保証センターを含む関係各課のメンバーにより処置（不適合管理の要否、不適合管理グレード、処置の方針等）を決定する仕組みに変更する。</p>	<p>第3条（品質保証計画）「8.3 不適合管理」に新たに発電所に設置する「不適合判定検討会」の設置を含め、不適合管理の対象となる不適合情報の収集及び処理の手順を明記。</p>
<p>品質保証センター内に不適合管理業務を専任で行う担当を配置 不適合管理について確実な業務管理を行うため、発電所の品質保証センター内に不適合管理業務を専任で行う担当を設置する。</p>	

再発防止対策30項目に対する保安規定への反映状況

<p>「原子力強化プロジェクト」の設置</p> <p>「報告する文化」や「常に問いかける姿勢」を中心に、原子力安全文化を一層醸成する施策を検討し、今後の活動計画を策定の上、安全文化醸成活動を推進する。</p>	<p>第2条の3（原子力安全文化の醸成）次の事項を明記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社長が「原子力強化プロジェクト」を設置する。 ・「原子力強化プロジェクト」の業務分掌、職位及び職務権限を「組織規程」に定める。 ・「原子力強化プロジェクト長」の役割（実施事項）
<p>「原子力安全文化有識者会議」の設置</p> <p>社外有識者を中心に構成する「原子力安全文化有識者会議」を設置し、原子力強化プロジェクトから施策の検討・実施状況等を報告し、第三者の視点から検討事項に対する提言を受ける。</p>	<p>第2条の3（原子力安全文化の醸成）次の事項を明記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社長が「原子力安全文化有識者会議」を設置する。 ・「原子力強化プロジェクト長」は、「原子力安全文化有識者会議運営要領」を定め、有識者会議から安全文化醸成活動に対する提言を受ける。 ・「原子力強化プロジェクト長」から有識者会議への報告する内容及び有識者会議から提言を受ける内容。提言を踏まえて社長への報告を行うこと。
<p>「原子力安全文化の日」の制定</p> <p>「原子力安全文化の日」を制定し、このたびの事態を厳粛に受け止め、今後二度と同じことを繰り返さないため、また、経営における原子力の重要性や地域・社会の視点からの安全文化の大切さを全社で共有し、再確認する。</p>	
<p>地元の方々との対話活動の充実</p> <p>地元の方々との対話活動の充実を図り、地元の方々と直接対話することにより、「地域に対し一人ひとりが約束を果たし続ける」という地域視点意識の向上を図る。</p>	